

「振り込め詐欺被害者救済法」に基づく分配金支払申請手続きのご案内

お振込先が君津市農業協同組合の口座である場合、「申請書」「本人確認資料」「振り込みの事実を確認できる資料」を君津市農業協同組合の窓口にお持ちいただくか、下記「振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」へご連絡いただきますようお願い申し上げます。

- ① 分配金支払い申請期間：平成24年6月2日～平成24年8月31日 【24年度第5回公告分】
- ② 分配金支払い申請期間：平成24年7月3日～平成24年10月1日 【24年度第7回公告分】

分配金支払申請手続きご郵送先

住 所：〒292-1147

千葉県君津市塚原185番地

「JAきみつ 金融部 振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」

ご照会先電話番号：0439-70-1588

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

(除く祝日、振替休日、12月31日、1月1日から1月3日)

<ご用意いただく書類(支払申請書類)>

① 被害回復分配金支払申請書

「被害回復分配金支払申請書」(※) に住所・氏名・生年月日・被害の内容・被害額と分配金のお支払いがあった場合のお受取口座等、必要な箇所をご記入、ご捺印をお願いします。

※ ご不明な点は、「JAきみつ 金融部 振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」までご照会ください。

② 本人確認資料(※)

○運転免許証○パスポート○各種健康保険の被保険者証○老人保健医療受給者証○各種年金手帳

○住民基本台帳カード(写真付)○住民票の写し又は住民票の記載事項証明書○外国人登録証明書

○官公庁から発行され、又は発給された書類(氏名、住所及び生年月日の記載があるもの)

上記本人確認資料のうち、いずれかの原本又は写しをご提出ください。

※ 氏名、住所及び生年月日が記載されているものに限りです。

※ 申請書にご記入された、現在のご住所が記載された資料をご提出ください。

※ 官公庁から発行されたものは、申請日前6ヶ月以内のもの、またその他の資料は申請日において有効なものに限りです。

③ 振り込みの事実を確認できる資料

被害にあわれたお振込みの領収書(明細票)の写し(※)

※ お持ちでない場合は、「JAきみつ 金融部 振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」までご照会ください。

<ご留意事項>

- 分配金支払申請受付後、申請書にご記入いただいたご住所に、ご連絡事項等のお手紙を配達記録にてご郵送させていただきますので必ずお受け取りください。
- ご提出頂きました申請書の記載内容等について、ご確認のご連絡をさせていただく場合がございます。
- ご提出頂きました申請書の記載内容に変更等あった場合には、直ちに「JAきみつ 金融部 振り込め詐欺被害者救済法に関する照会窓口」までお申し出ください。
- 分配金支払申請書にてお申し出いただいた場合でも、被害金の支払対象とならない場合がございますので、あらかじめご了承ください。